

太子町下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

## 条例第 10 号

### 太子町下水道条例の一部を改正する条例

太子町下水道条例（平成元年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「が専属する」を「を選任している」に改める。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号中「営業所」を「排水設備等の新設等の工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）」に改め、同項第 3 号中「責任技術者が」を「責任技術者を」に、「専属」を「選任」に改める。

第 5 条の 3 第 2 項第 1 号中「住民票記載事項証明書」を「住民票、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する在留カードをいう。以下同じ。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書をいう。以下同じ。）の写し」に改め、同項第 4 号及び第 5 号中「専属」を「選任」に改め、同項第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 第 5 条の 11 の規定によりそれぞれの営業所において選任することとなる責任技術者の氏名及び他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況を記載した書類

第 5 条の 8 第 2 項第 5 号中「専属」を「選任」に改める。

第 5 条の 11 を次のように改める。

（責任技術者）

第 5 条の 11 指定工事店は、営業所ごとに、次項の各号に掲げる職務をさせるため、前条に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから責任技術者を選任しなければならない。ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任することを妨げない。

2 責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の

規定に適合していることの確認

(4) 第 6 条に規定する検査の立ち会い

第 5 条の 13 第 2 項第 1 号及び第 5 条の 16 第 3 項第 1 号中「住民票記載事項証明書」を「住民票、在留カード又は特別永住者証明書の写し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の条例の規定に基づいてなされた認定、その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例による改正後の条例の相当規定に基づいてなされた認定、その他の処分又は申請、届出その他の手続とみなす。